

令和5年度

市民税・県民税

# 特別徴収事務のつづり

## 伊 勢 市

市町村コード 242039

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

お問い合わせ先

\* お問い合わせの際は特別徴収義務者指定番号をお知らせください \*

<b>課税について</b> 納税義務者(従業員)の異動手続きなど	<b>納税について</b> 未納・過納の確認、督促状など
課税課 市民税係 TEL 0596-21-5534 FAX 0596-21-5535	収納推進課 管理係 TEL 0596-21-5537 FAX 0596-21-5535

各種届出様式は伊勢市のホームページからダウンロードできます。

伊勢市 申請書税金

検索

令和5年5月

特別徴収義務者 各位

伊 勢 市 長

## 令和5年度 市民税・県民税の特別徴収について

日ごろより市民税・県民税の特別徴収につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税につきまして、地方税法第41条および第321条の4第1項ならびに伊勢市市税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただきましたので、関係書類を送付いたします。

つきましては、事務取り扱い上留意していただく事項を、次ページ以降の「特別徴収の取扱いについて」に詳しく記載いたしましたので、諸事務ご多忙とは存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【同封書類】

- ・令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書  
(特別徴収義務者用)
- ・令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書  
(納税義務者用)
- ・令和5年度 個人市民税・個人県民税 領収証書・納入書・納入済通知書  
(不要の申し出のあった事業所におかれましては、納入書は同封していません。  
納入書が必要な場合は課税課市民税係までご連絡ください。)

### 【目次】

特別徴収の取扱いについて	1～3
給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 の見方(特別徴収義務者用)	4
税制改正点(令和5年度以降適用)	5
お知らせ	6
令和5年度 市民税・県民税について	7～10
各種申請書類提出における注意事項	11
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	12
《記入例》退職・休職等により普通徴収に切り替える場合	13
《記入例》退職・休職等により一括徴収をする場合	14
《記入例》転勤・転籍により別の事業所で特別徴収を継続する場合	15
《記入例》退職・休職等により新年度の徴収区分を普通徴収に変更 する場合	16
特別徴収への切替依頼書	17
《記入例》新たに特別徴収を希望される場合	18
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	19
特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	20
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	21
公金に関するゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	22
領収証書・納入書・納入済通知書の税額欄の記入について《お願い》	23～25
市民税・県民税(特別徴収)のコンビニエンスストアでの納入に ついて	26

## 特別徴収の取扱いについて

### 1. 特別徴収について

#### 特別徴収とは

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、給与の支払いを受ける納税義務者が納めなければならない市民税・県民税を6月から翌年の5月までの12回に分け、給与から引き去り、納税義務者に代わって納めていただく制度です。

#### 特別徴収による納税義務者

本年1月1日現在、伊勢市に住所を有している人のうち、前年中に給与の支払いを受け、かつ本年4月1日現在、給与の支払いを受けている人、または、退職手当等の支払いを受ける人をいいます。

#### 特別徴収義務者とは

納税義務者に対して給与の支払いをし、また退職手当等の支払いの際に所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、地方税法及び伊勢市市税条例の規定により、市民税・県民税の特別徴収義務者として指定されていますので、当市から送達いたします決定通知書により、市民税・県民税を徴収して納入する義務があります。また、退職所得に係る市民税・県民税は、退職手当等の支給時に徴収して納入する義務があります。

毎月徴収する税額等は、納税義務者に5月31日までに通知することになっていますので、同封の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を期日までに配付してください。

なお、給与支払報告書の提出が期限後であった場合などは、変更通知書での通知となる場合があります。

### 2. 納入方法

#### 毎月の徴収方法

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」により6月分の月割額を6月に支給する給与から、7月分以降の月割額は7月から翌年5月まで各月支給する給与から徴収してください。

#### 納期限

徴収した税額は、翌月10日（10日が土曜日・日曜日、または祝日にあたる場合は次の平日）までに、取扱金融機関等を通して市に納入してください。

#### 納入場所

- ・伊勢市役所収納推進課、各総合支所生活福祉課（二見・小俣・御園）、各支所
- ・取扱金融機関

指定金融機関	百五銀行
収納代理金融機関	三菱UFJ銀行、三十三銀行、中京銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会 ※上記の金融機関は全店舗ご利用いただけます。
	ゆうちょ銀行（三重・愛知・岐阜・静岡の各県内のゆうちょ銀行及び郵便局） ※三重・愛知・岐阜・静岡以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、初回払込時に「公金に関するゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」（P.22）をゆうちょ銀行・郵便局にご持参の上、納入してください。

※特別徴収の納入にあたっては、口座振替はご利用いただけません。

※コンビニエンスストア及びスマートフォンでの納入を希望する場合は、P.26をご覧ください。

※eLTA Xを利用している場合は、共通納税システムにより納付いただくことができます。利用手続きについてはeLTA Xのホームページをご覧ください。

#### 納期限までに納入しなかった場合（延滞金と滞納処分）

延滞金は、納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、納入金額に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

また、督促を受けた場合は、その督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに完納されなかった場合には、特別徴収義務者が滞納処分を受けることがあります。

### 納期の特例

給与の支払いを受ける人（伊勢市外に住所を有する納税義務者を含む）が常時 10 人未満の事業所に限り、月割額を年 2 回に分けて納入することができる特例があります。

	1 回目	2 回目
納期限	令和 5 年 12 月 11 日（月）	令和 6 年 6 月 10 日（月）
納入する月割額	6 月分～11 月分 （6 か月分）	12 月分～5 月分 （6 か月分）

特例を希望される事業所は「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（P. 20）を提出してください。提出いただいた月の翌月分の税額から納期特例に変更し、追って承認書等の通知を送付します。（すでに特例の承認を受けている事業所は提出していただく必要はありません。）

なお、納期の特例の適用後、給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満でなくなった場合には、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」（P. 21）を遅滞なく提出してください。

ご不明な点がございましたら、課税課市民税係までご連絡ください。

## 3. 納税義務者の異動手続き

**納税義務者が異動した場合**（記入例を P. 13・14・16 に記載）

納税義務者が退職・休職・死亡等の理由により、税額を給与から徴収できなくなった場合は、異動した月の翌月 10 日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P. 12）を必ず提出してください。

届出が遅れますと、各月の月割額と実際に納入した月割額に差額が生じ、未納が出れば督促状の発送を行う場合があります。

### 【異動事由の記入について】

異動の理由が、退職、休職、長期欠勤、死亡のほか、「a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている」「b. 給与が支給されない月がある（または、引ききれない）」「c. 事業専従者のみ」に該当する場合でないと普通徴収に切り替えることはできません。異動の事由で該当するところにチェック及び○をしてください。（詳しくは P. 6 の「◆市民税・県民税の給与からの特別徴収について」及び P. 13・14・16 の記入例をご覧ください。）

### 【退職後の支払い方法】

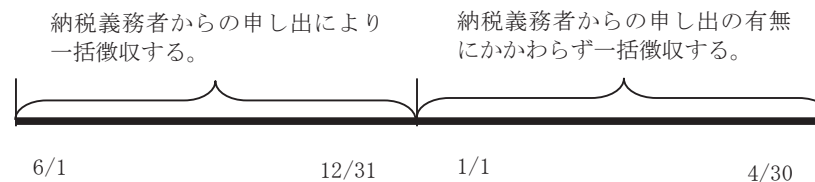
特別徴収されていた納税義務者が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、未徴収税額を納入する方法は次の 2 つとなります。

### ①普通徴収

納税義務者が納付書等により、直接納付する方法です。未徴収税額を年 4 回の納期（6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の各末日）に分けて納税します。

### ②一括徴収

未徴収税額を退職手当等から一括して徴収する方法です。退職月日により次のように異なります。



\* 納税義務者が翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職など給与の支払いを受けないこととなった場合には、地方税法第 321 条の 5 第 2 項により一括徴収の申し出がなくても月割額の残額を一括して徴収していただくこととなります。未徴収税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合は、未徴収税額を一括して徴収し翌月 10 日までに納入してください。

\* 退職等された後、出国される方（外国人など）の課税について  
退職等された後、出国される場合は、納税手段などが煩雑となることをご説明いただき、未徴収税額の一括徴収にご協力をお願いします。

なお、一括徴収されない場合は、納税管理人（出国される方に代わり納税通知書などの受け取りとその納税を行う方）を選定の上、「市民税・県民税納税管理人承認申請書」の提出が必要です。詳しくは、課税課市民税係までご連絡ください。

**転勤・転籍の場合**（記入例を P. 15 に記載）

転勤または転籍する人が新しい勤務先においても引き続き特別徴収される場合は、転勤先の事業所へ連絡・確認のうえ、転勤元の事業所から「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P. 12）を提出してください。※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転職は該当しません。

なお、異動届出書にはマイナンバー（個人番号）を記載していただくことになっていますが、事業所間でマイナンバー（個人番号）の連絡をすることはできないため、異動届出書は転勤先に送付することなく、転勤



元事業所から市へ提出していただくようお願いします。

**年度途中から特別徴収を希望される場合** (記入例をP.18に記載)

年度途中から新たに特別徴収を希望される場合は、「特別徴収への切替依頼書」(P.17)を提出してください。

※「特別徴収への切替依頼書」「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の様式は伊勢市HPからダウンロードできます。

#### 4. 特別徴収税額の変更通知

就職・退職等の異動や税額変更により納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」を送付します。その際、**変更後の納入書は再送付いたしませんので、納入書の金額を変更通知書に記載された金額に訂正して納入してください。**(納入書の訂正はP.23-25を参照。なお、すでに納入書を全て使用され、お手元に納入書がない場合は課税課市民税係までご連絡ください。)

なお、**変更通知書は、当市が切替依頼書や異動届出書を受理した月の翌月中旬発送**となります。

#### 5. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得(退職手当等)に係る市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区別して、退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することとされています。ただし、死亡により支払われる退職手当等は市民税・県民税が課税されません。

##### 納税義務者

退職した年の1月1日現在、伊勢市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

##### 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×[勤続年数-20年]

\*勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

\*在職中に障害者になったことにより退職したと認められるときは、上記の控除額に100万円が加算されます。

**退職所得の金額** \*1,000円未満の端数切捨て

退職所得の金額=[収入金額-退職所得控除額]

※算出した退職所得の課税対象は下表のとおりです。

	勤続年数	退職所得の金額	
		300万円以下の部分	300万円超の部分
役員等以外	5年以下	1/2が課税対象	全額が課税対象
	5年超		1/2が課税対象
役員等	5年以下	全額が課税対象	
	5年超	1/2が課税対象	

##### 退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法

退職所得の金額×6%(税率)=市民税所得割額(\*100円未満の端数切捨て)

退職所得の金額×4%(税率)=県民税所得割額(\*100円未満の端数切捨て)

##### ◇計算例◇

《退職手当等の状況》

退職手当等 14,223,632円 勤続年数 24年4か月(切上げて25年)

【退職所得に係る市民税・県民税額を算出】

##### ●退職所得控除額

8,000,000円+700,000円×[25年-20年]=11,500,000円

##### ●退職所得の金額

[14,223,632円-11,500,000円]×1/2

=1,361,816円 1,000円未満の端数切捨て ⇒ 1,361,000円

##### ●退職所得に係る市民税・県民税額

《市民税所得割額》1,361,000円×6%=81,660円

100円未満端数切捨て ⇒ 81,600円

《県民税所得割額》1,361,000円×4%=54,440円

100円未満端数切捨て ⇒ 54,400円

##### 納入方法

特別徴収した税額を、別綴の「個人市民税 個人県民税 領収証書・納入書・納入済通知書」の退職所得分欄に記入し、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。また、裏面の「市民税・県民税 納入申告書」には所要事項を必ず記入してください。(記入例をP.24-25に記載)

なお、個人事業主の方が退職所得に係る市民税・県民税を納入される際は、納入申告書の取り扱いが異なります。詳しくは課税課市民税係までご連絡ください。

# 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方（特別徴収義務者用）

三重県 伊勢市

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書（特別徴収義務者用）

516-0037

三重県伊勢市岩湊1丁目〇番△△号

株式会社 伊勢市

特別徴収税額		360,000		課税人員		3		非課税人員		1	
月割額	6月分	3	30,000	12月分	3		30,000				
	7月分	3	30,000	1月分	3		30,000				
	8月分	3	30,000	2月分	3		30,000				
	9月分	3	30,000	3月分	3		30,000				
	10月分	3	30,000	4月分	3		30,000				
	11月分	3	30,000	5月分	3		30,000				

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市税条例第45条の規定によって、年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）いたしましたので通知させていただきます。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(12345678) 特別徴収義務者指定番号です。通知書の内容についてお問い合わせいただく際は、こちらの番号をお伝えください。

納税義務者の特別徴収税額の合計額です。

指定番号	12345678	宛名番号	1	市町村コード	242039	受給者番号	001	特別徴収税額	180,000	納付額	6月分: 15,000 7月分: 15,000 8月分: 15,000 9月分: 15,000	納付額	10月分: 15,000 11月分: 15,000 12月分: 15,000 1月分: 15,000	納付額	2月分: 15,000 3月分: 15,000 4月分: 15,000 5月分: 15,000	(摘要)	特別徴収税額の変更や、納税義務者の異動があった場合、「摘要」欄にその事由が記載されます。
住所	伊勢市〇〇町〇〇番〇〇号				氏名	伊勢 太郎			個人番号	**** * 3	変更月	月					

指定番号	12345678	宛名番号	2	市町村コード	242039	受給者番号	002	特別徴収税額	60,000	納付額	6月分: 5,000 7月分: 5,000 8月分: 5,000 9月分: 5,000	納付額	10月分: 5,000 11月分: 5,000 12月分: 5,000 1月分: 5,000	納付額	2月分: 5,000 3月分: 5,000 4月分: 5,000 5月分: 5,000	(摘要)	
住所	伊勢市〇〇2丁目□□番□□号				氏名	伊勢 花子			個人番号	**** * 3	変更月	月					

指定番号	12345678	宛名番号	3	市町村コード	242039	受給者番号	003	特別徴収税額	0	納付額	6月分: 0 7月分: 0 8月分: 0 9月分: 0	納付額	10月分: 0 11月分: 0 12月分: 0 1月分: 0	納付額	2月分: 0 3月分: 0 4月分: 0 5月分: 0	(摘要)	非課税
住所	伊勢市〇〇3丁目△△番△△号				氏名	課税 正			個人番号	**** * 3	変更月	月					

指定番号	12345678	宛名番号	4	市町村コード	242039	受給者番号	004	特別徴収税額	120,000	納付額	6月分: 10,000 7月分: 10,000 8月分: 10,000 9月分: 10,000	納付額	10月分: 10,000 11月分: 10,000 12月分: 10,000 1月分: 10,000	納付額	2月分: 10,000 3月分: 10,000 4月分: 10,000 5月分: 10,000	(摘要)	
住所	伊勢市〇〇4丁目◇◇番◇◇号				氏名	課税 正子			個人番号	**** * 3	変更月	月					

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額		納付額	6月分: 7月分: 8月分: 9月分:	納付額		納付額			
住所					氏名				個人番号		変更月	月					

・納税義務者個別の特別徴収税額です。各月分の金額は翌月10日（10日が土日祝日の場合は翌営業日）までに納入いただく必要があります。納期限に間に合うよう、特別徴収税額を給与から引き去りしてください。  
・納税義務者の税額変更や異動があった場合は、「変更月」欄に変更開始月が記載されます。誤納付をされないよう、変更後の税額をご確認の上、P23~25の記入例を参考に納入書を修正し納入してください。

指定番号		宛名番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額		納付額	6月分: 7月分: 8月分: 9月分:	納付額		納付額			
住所					氏名				個人番号		変更月	月					

・決定通知書には、特別徴収の対象者となった納税義務者全員を記載します。  
・変更通知書には、税額変更や異動があった納税義務者のみ記載します。  
・記載される納税義務者は、カナ氏名順です。並び順を受給者番号順に変更したい場合は、給与支払報告書提出時に必ず受給者番号を記入いただき、並び順を受給者番号順に希望する旨ご連絡ください。

特別徴収義務者名	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
	株式会社 伊勢市	* **** * 3

## 税制改正点（令和5年度以降適用）

### ◎住宅借入金等特別税額控除の見直し

所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれない控除額がある場合には、一定の額を限度として、市・県民税から控除することができます。

住宅借入金等特別税額控除の適用者対象者の所得要件が合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）となります。

また、合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

さらに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限が延長され、令和7年12月31日までに入居した方が対象となります。

市・県民税における住宅借入金等特別税額控除限度額は次の表のとおりです。

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除限度額			
入居した年月	平成21年1月～平成26年3月まで	平成26年4月～令和3年12月まで (注1)	令和4年1月～令和7年12月まで (注2) (注3)
住宅借入金等特別税額控除限度額	最高97,500円	最高136,500円	最高97,500円

(注1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成21年1月から平成26年3月までに入居した方と同じになります。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(注1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じとなります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける住宅（登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます。）または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

住宅借入金等特別税額控除期間					
入居した年月	平成21年1月から令和元年9月まで	令和元年10月から令和2年12月まで	令和3年1月から令和4年12月まで	令和5年1月から令和5年12月まで	令和6年1月から令和7年12月に入居
控除期間	10年	13年 (注4)	13年 (注4) (注5)	13年 (注6)	13年 (注6) (注7)

(注4) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居した方は、控除期間が10年となります。

(注5) 注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅などは令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

(注6) 既存住宅の場合、控除期間は10年となります。

(注7) 一定の省エネ基準を満たさない住宅の場合、控除期間は10年となります。

住宅借入金等特別税額控除の適用条件等については、国土交通省ホームページ内「住宅ローン減税」で検索。

### ◎市・県民税非課税条件

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、市・県民税が課税されるかどうかの判断において未成年者に当たらないこととなりました。

未成年者の対象年齢	
令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方)

## お知らせ

### ◆市民税・県民税の給与からの特別徴収について

給与の支払いを受ける納税義務者の市民税・県民税は、法令により、所得税の源泉徴収と同様に、原則として特別徴収義務者（事業主）が毎月パート・アルバイト等を含むすべての納税義務者の給与から特別徴収（引き取り）し、納税義務者に代わって市へ納める必要があります。（地方税法第41条、第321条の4及び328条の5第1項）

三重県と県内市町では、法定要件に該当する事業主の皆さまに市民税・県民税の給与からの特別徴収の実施を徹底しています。原則として下記の理由に該当しない場合は特別徴収となりますのでご注意ください。

ただし、給与支払報告書提出以降で、在職者の中に下記理由に該当し、特別徴収できない納税義務者がいる場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P.12）を提出してください。

- ・退職
- ・休職
- ・長期欠勤
- ・死亡
- ・その他（次のa、b、cのいずれかに該当する方）
  - a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
  - b. 給与が支給されない月がある（または、引ききれない）
  - c. 事業専従者のみ（ただし全納税義務者が事業専従者のみの場合に限る）

※ eLTAXを利用して異動届出書を提出される場合、上記a～cの理由に当てはまる際は、異動事由「6.その他」を選択してください。場合によってはお問い合わせをすることがありますのでご了承ください。

### ◆市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度について

平成21年10月支給分の年金から、市民税・県民税を特別徴収（引き取り）する制度が始まり、対象となる人は、公的年金に対する税額を給与から特別徴収することができなくなりました。

その年の4月1日において、国民年金法に基づく高齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人が対象となります。

### ◆eLTAXによる電子申告について

eLTAXとは、インターネットを利用して、地方税に関する手続きを行ったり、「地方税共通納税システム」（個人住民税（特別徴収分）などを複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することができるシステム）を利用して、地方税の納税を行うことができるシステムです。

#### 【伊勢市における電子申告の対象】

- ・給与支払報告書・特別徴収に関する手続き
- ・法人市民税申告書・設立異動届
- ・償却資産の申告手続き など

#### 【伊勢市における電子納税の対象税目】

- ・個人住民税（特別徴収分、退職所得に係る納入申告分）、固定資産税、軽自動車税 など
- ・法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、事業所税、法人市町村民税、入湯税、たばこ税 など

※初めてeLTAXを利用する場合は、eLTAXのホームページから利用届出を行う必要があります。詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

ご不明な点等がありましたら、「よくあるご質問」をご覧ください。  
(<https://eltax.custhelp.com/>)

国税に提出する給与所得の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票について、e-Taxまたは光ディスク等による提出が義務付けられる者（※）については、平成26年1月1日以降に提出の給与支払報告書、公的年金等の支払報告書等について、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

なお、国と地方にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書は一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

※ 令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等の支払報告書については、**提出する年の前々年に税務署に提出する源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合、eLTAX又は光ディスクで提出する義務があります。**

-基準年の例-

令和5年に提出する給与支払報告書の提出方法は、**令和3年における源泉徴収票の提出枚数が100枚以上**かで判断します。

提出物	提出先	令和3年		令和5年	
		提出枚数	提出方法	提出枚数	提出方法
源泉徴収票	税務署	100枚	紙	90枚	e-Tax 又は 光ディスク
給与支払報告書	地方公共団体	100枚	紙	90枚	eLTAX 又は 光ディスク



# 令和5年度 市民税・県民税について

## 1. 納税義務者

納税義務者	納める税額
1月1日（賦課期日）に伊勢市に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
1月1日（賦課期日）に伊勢市に事務所・事業所または家屋敷を有し、伊勢市に住所がない人	均等割額

## 2. 非課税者

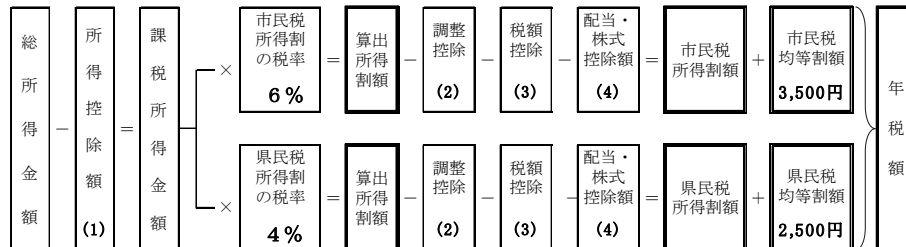
- (1) 前年中に所得を有しなかった人
- (2) 令和5年1月1日現在、次に該当する場合
  - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
  - 障害者、ひとり親、寡婦または未成年者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) 令和5年1月1日以前に死亡した人
- (4) 非課税限度額以下の人（下表中の扶養人数には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます）

	扶養なし	扶養あり
均等割非課税	前年の合計所得金額が38万円以下	前年の合計所得金額が [28万円×(本人+扶養人数)+10万円+16万8千円] 以下
所得割非課税	前年の総所得金額等が45万円以下	前年の総所得金額等が [35万円×(本人+扶養人数)+10万円+32万円] 以下

## 3. 税額計算のしくみ

市民税・県民税には、市民の皆さんに均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担をしていただく「所得割」があります。

令和5年度の市民税・県民税は前年(令和4年)中の所得を基礎として、次の方式により計算したものです。



## (1) 所得控除額

控除の種類	控除額			
雑損控除	差引損失額-総所得金額等×10%=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円=B …AまたはBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額=損害金額-保険金等で補てんされる金額			
医療費控除	支払った医療費の金額-保険金等で補てんされる金額 - (「10万円」または「総所得金額等×5%」のいずれか少ない方の金額) <控除額の上限> 200万円			
医療費控除の特例	※この特例と上記の医療費控除は、どちらか一方の選択適用です。 支払ったスイッチOTC薬購入費の総額-保険金等で補てんされる金額-12,000円 <控除額の上限> 88,000円			
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額 (対象の保険料) 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険等			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額 (対象の掛金制度) 小規模企業共済制度、確定拠出年金制度、心身障害者扶養共済制度			
生命保険料控除	新契約 (H24. 1. 1以降締結分)		旧契約 (H23. 12. 31以前締結分)	
	支払額 (A)	控除額	支払額 (B)	控除額
	12,000円以下	(A) 全額	15,000円以下	(B) 全額
	12,001~32,000円	(A)×1/2+6,000円	15,001~40,000円	(B)×1/2+7,500円
	32,001~56,000円	(A)×1/4+14,000円	40,001~70,000円	(B)×1/4+17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円	
※生命保険契約の「一般生命保険」・「個人生命保険」・「介護医療保険」の各区分でそれぞれの控除額を計算し、各区分における控除額を合計します。 ※「一般生命保険」・「個人年金保険」の各区分において、新契約・旧契約両方の控除額を計算する場合は、各区分における控除額の上限は28,000円です。 <生命保険料控除全体の控除合計の上限> 70,000円				
地震保険料控除	地震保険契約		旧長期損害保険契約	
	支払額 (A)	控除額	支払額 (B)	控除額
	50,000円以下	(A) ×1/2	5,000円以下	(B) 全額
	50,001円以上	25,000円	5,001~15,000円	(B)×1/2+2,500円
			15,001円以上	10,000円
※「旧長期損害保険契約」とは、保険期間または共済期間が10年以上で、満期返戻金があるものをいいます。 <地震保険料控除全体の控除合計額の上限> 25,000円				

●人的控除関連の所得控除

控除の種類	市・県民税控除額							
障害者控除 ・ 勤労学生控除 ・ ひとり親控除 ・ 寡婦控除	控除の種類	該当者	控除額	人的控除 差額	控除の種類	該当者	控除額	人的控除 差額
	障害者控除	本人・ 扶養親族 等	26万円	1万円	勤労学生控除	本人 のみ	26万円	1万円
					寡婦控除		26万円	1万円
	障害者控除 (特別障害)		30万円	10万円	ひとり親控除	本人 のみ	30万円	女性 5万円
障害者控除 (同居特別障害)	扶養親族 等	53万円	22万円	男性 1万円				
※上表の「該当者」に記載の方が対象である場合に限り適用される控除です。 「該当者」における「扶養親族等」には、同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。								
扶養控除	扶養親族の区分		扶養親族の生年月日		控除額	人的控除 差額		
	一般扶養親族		S28.1.2~H12.1.1生 H16.1.2~H19.1.1生		33万円	5万円		
	特定扶養親族		H12.1.2~H16.1.1生		45万円	18万円		
	老人扶養親族		S28.1.1以前生		38万円	10万円		
	同居老親等		S28.1.1以前生		45万円	13万円		
※扶養控除の対象となる扶養親族は、合計所得金額が48万円以下で、平成19年1月1日以前生まれ(16歳以上)の人をいいます。 ※「同居老親等」とは、「老人扶養親族」のうち、納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※平成19年1月2日以降生まれ(16歳未満)の扶養親族については、扶養控除の対象とはなりません。障害者控除や市民税・県民税非課税判定等に影響するため申告が必要です。								
基礎控除	合計所得金額				基礎控除額			
	2,400万円以下				43万円			
	2,400万円超2,450万円以下				29万円			
	2,450万円超2,500万円以下				15万円			
※納税義務者の前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除は適用されません。								

控除の種類	控除額								
配偶者控除 ・ 配偶者特別控除	控除の種類及び 配偶者の前年の 合計所得金額		納税義務者の前年の合計所得金額						
			900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
			控除額	人的控除 差額	控除額	人的控除 差額	控除額	人的控除 差額	
	配偶者控除 (一般)	48万円 以下	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円	
	配偶者控除 (老人)		38万円	10万円	26万円	6万円	13万円	3万円	
	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満		33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
		50万円以上 55万円未満		33万円	3万円	22万円	2万円	11万円	1万円
		55万円以上 100万円以下		33万円	—	22万円	—	11万円	—
		100万円超 105万円以下		31万円	—	21万円	—	11万円	—
		105万円超 110万円以下		26万円	—	18万円	—	9万円	—
110万円超 115万円以下		21万円	—	14万円	—	7万円	—		
115万円超 120万円以下		16万円	—	11万円	—	6万円	—		
120万円超 125万円以下		11万円	—	8万円	—	4万円	—		
125万円超 130万円以下		6万円	—	4万円	—	2万円	—		
130万円超 133万円以下		3万円	—	2万円	—	1万円	—		
※「配偶者控除(老人)」は、配偶者が昭和28年1月1日以前生まれ(70歳以上)の場合に適用されます。 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除のいずれも適用されません。 ※配偶者の前年の合計所得金額が133万円を超える場合、配偶者特別控除は適用されません。									

## (2) 調整控除

平成 19 年の税源移譲に伴い生じる所得税と市民税・県民税を合わせた税負担が、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差により増加しないよう、個々の納税者の人的控除適応状況に応じて市民税・県民税所得割額を減額します。

なお、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません。

合計課税所得金額が 200 万円以下の人	次の①と②のいずれか小さい額の 5%
① 5 万円 + 人的控除額の差の合計額	② 合計課税所得金額
合計課税所得金額が 200 万円超の人	次の計算式による (2,500 万円未満となった場合は 2,500 円)
$\{ 5 \text{ 万円} + \text{人的控除額の差の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200 \text{ 万円}) \}$ の 5%	

※「合計課税所得金額」とは、課税標準額のうち総合課税分、退職所得分及び山林所得分の合計額です。

※「人的控除額の差」は、人的控除関連の所得控除の「人的控除差額」をご参照ください。  
 ※算出された調整控除額を、市民税 3/5、県民税 2/5 に按分します。

## (3) 税額控除額

### 《配当控除》

配当所得を総合課税分に含めて申告した場合、配当所得に対し下記の割合を乗じた額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

種類	課税所得金額	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### 《住宅借入金等特別税額控除》

所得税の住宅ローン控除可能額が所得税で控除しきれなかった場合、下記計算方法で得た額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

市民税・県民税における本控除の適用は、平成 21 年から令和 7 年までに入居した人に限ります。(特定増改築等に係る住宅借入金等は控除対象になりません)

<p>【計算方法】 次の①と②のいずれか小さい額が控除※1。ただし、9.75(13.65※2)万円が適用上限額。</p> <p>①：所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額            ②：所得税の課税総所得金額等の額に 5/100(7/100※2)を乗じて得た額</p> <p>※1 本控除の適用は平成 21 年から令和 7 年 12 月 31 日に入居した人に限ります。            ※2 平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に入居し、取得に係る消費税等の税率が 8%又は 10%の特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得の場合。または、令和 4 年中に入居した人のうち、取得に係る消費税等の税率が 10%かつ令和 3 年 9 月未までに契約締結した特別特例取得、特例特別特例取得の場合。</p>
---

【特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得分】 11 年目以降 13 年目まで税抜建物購入価格×2%÷3 の額または住宅ローン年末残高の 1%のいずれか小さい額を上限に上記アまたはイのいずれか小さい額。

### 《寄附金税額控除》

都道府県・市区町村、三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部、伊勢市または三重県が条例で指定した法人へ合計額が 2 千円を超える寄附を行った場合、下記①を市民税・県民税の所得割額から控除します。

都道府県・市区町村へ寄附(ふるさと納税)した場合、下記①の控除額に②の控除額が加算され、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合、さらに③の控除額が加算されます。

①	基本控除額	$\text{基本控除額} = (\text{寄附金控除対象額} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%$ (市民税 6%、県民税 4%) ※寄附金控除対象額は、総所得金額等の 30%が上限です。 ※条例指定の場合、伊勢市のみが指定した時は 6%。三重県のみが指定した時は 4%となります。												
②	特例控除額 (ふるさと納税)	$\text{特例控除額 (a)} = (\text{都道府県又は市区町村に寄附した金額} - 2 \text{ 千円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021)$ $\text{市民税特例控除額} = (a) \times 3/5$ 、 $\text{県民税特例控除額} = (a) \times 2/5$ ※特例控除額は、市民税・県民税所得割額の 20%が上限です。 ※「所得税の限界税率」とは、寄附者の所得税における最も高い税率(0~45%)です。なお、生命保険料控除・地震保険料控除等の適用により、寄附金控除額の計算上の所得税の限界税率が変動し、所得税と市民税・県民税の寄附金控除の合計額が寄附額-2 千円とならない場合があります。												
③	申告特例控除額 (ふるさと納税ワンストップ特例)	ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税からの控除は発生せず、上記②の特例控除額にそれぞれ下表に掲げる割合を乗じて得た金額が、上記①・②に加えて市民税・県民税の所得割額から控除されます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額-人的控除額の差の合計額</th> <th>上記②に乗じる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195 万円以下</td> <td>5.105/84.895</td> </tr> <tr> <td>195 万円超~330 万円以下</td> <td>10.21/79.79</td> </tr> <tr> <td>330 万円超~695 万円以下</td> <td>20.42/69.58</td> </tr> <tr> <td>695 万円超~900 万円以下</td> <td>23.483/66.517</td> </tr> <tr> <td>900 万円超</td> <td>33.693/56.307</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額-人的控除額の差の合計額	上記②に乗じる割合	195 万円以下	5.105/84.895	195 万円超~330 万円以下	10.21/79.79	330 万円超~695 万円以下	20.42/69.58	695 万円超~900 万円以下	23.483/66.517	900 万円超	33.693/56.307
課税総所得金額-人的控除額の差の合計額	上記②に乗じる割合													
195 万円以下	5.105/84.895													
195 万円超~330 万円以下	10.21/79.79													
330 万円超~695 万円以下	20.42/69.58													
695 万円超~900 万円以下	23.483/66.517													
900 万円超	33.693/56.307													

### 《外国税額控除》

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず県民税の所得割額から県民税控除限度額を限度として控除します。さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の所得割額から市民税控除限度額を限度として控除します。

所得税控除限度額 (A)	市民税控除限度額	県民税控除限度額
その年分の 所得税額 $\times \frac{\text{その年分の国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}} = A$	(A) × 18%	(A) × 12%

### (4) 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

一定の上場株式等の配当またはその売却益については、「配当割」または「株式等譲渡所得割」として5%（市民税3%・県民税2%）の税率で市民税・県民税が特別徴収（天引き）されていますが、これらの所得が申告された場合は所得割により課税し、「配当割額」または「株式等譲渡所得割額」を市民税・県民税それぞれの所得割額から控除します。

また、それぞれの所得割額から控除することができなかった場合は、他の所得割額または均等割額に充当、還付または未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

ただし、これらの控除の適用は、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に所定の記載がある場合に限りです。

区分	市民税割合	県民税割合
配当割額または株式等譲渡所得割額 (A)	(A) × 3/5	(A) × 2/5

### (5) 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除が控除されます。

- ① 給与収入金額が 850 万円を超え、下記の a～c のいずれかに該当する場合
- a 本人が特別障害者に該当する者
  - b 23 歳未満の扶養親族を有する者
  - c 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

計算方法
(給与の収入金額 (上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

- ② 給与収入と公的年金等収入の双方がある場合  
給与収入と公的年金等の収入の双方があり、それらの所得金額の合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額が控除されます。

なお、上記(1)の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の金額から控除されます。

計算方法
給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額 - 10 万円 (上限 10 万円) (上限 10 万円)



## 各種申請書類提出における注意事項

### ☆伊勢市 新様式について

令和5年度分より「伊勢市」へご提出いただく下記申請書類については、伊勢市の独自様式をご使用いただきますようお願いいたします。お手数をおかけいたしますが、記入例をご参考のうえお手続きをしていただきますようお願いいたします。

- ・「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」 P. 12
- ・「特別徴収への切替依頼書」 P. 17

☆マイナンバー(個人番号)・法人番号の利用が開始されたことにより、ご提出いただく各種書類について、マイナンバー・法人番号の記載が必要なものがあります。「特別徴収事務のつづり」にある書類についても記載が必要となるものがありますので、ご注意ください。

#### ・「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」 P. 12

マイナンバー・法人番号の記載が必要です。

また、転勤の異動届出書を提出される際は、事業所間でのマイナンバーの連絡ができないため、異動届出書は転勤先に送付することなく、転勤元事業所から市へ提出していただくようお願いいたします。

- ・「特別徴収への切替依頼書」 P. 17
- ・「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」 P. 19
- ・「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」 P. 20
- ・「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」 P. 21

法人の事業主については、法人番号の記載が必要です。

#### ・「郵便局指定通知書」 P. 22

マイナンバー・法人番号を記載いただく必要はありません。

#### ・「市民税 県民税 納入申告書」(退職所得に係る市県民税納入申告書)

納付書裏面

マイナンバー・法人番号の記載が必要です。

※個人事業主の方が退職所得に係る市民税・県民税を納入される際は、マイナンバーの取り扱いが異なります。納入申告書記入前に 課税課 市民税係 (0596-21-5534) 特別徴収担当までご連絡ください。

#### ◆ マイナンバーの提供を受けられない場合の対応について

法定調書作成などに際し、納税義務者からマイナンバーの提供を受けられない場合でも、安易にマイナンバーを記載しないで書類を提出せず、マイナンバーの記載は法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、マイナンバーの提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いいたします。

#### ◆ 個人事業主が書類を提出する場合について

個人事業主のマイナンバーを記載して書類を提出される際は、個人事業主の「マイナンバーカードの両面のコピー」、あるいは「通知カードのコピーと運転免許証などのコピー」などの添付又は提示が必要となります。

また、提出いただいたマイナンバー確認書類、本人確認書類につきましては、マイナンバー確認後、シュレッダー処理をいたします。

異

伊勢市様式

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

個人番号(マイナンバー)又は法人番号

Header form containing recipient information (伊勢市長), donor information (給与所得者), and tax details (特別徴収義務者).

↓現在、行っている特別徴収の徴収方法を変更する場合はチェックしてください。↓現在、特別徴収を行っている年度を記入してください。

現在、特別徴収を行っている令和 年度分(6月~5月)の市県民税の徴収方法を下記のとおり変更します。

Calculation area for tax amounts: (ア)特別徴収税額(年税額) - (イ)徴収済額(納付済額) = (ウ)未徴収税額. Includes a box for the change date (異動年月日).

Option 1: 退職・休職・長期欠勤. Includes checkboxes for lump-sum payment (一括徴収) or regular payment (普通徴収(本人納付)).

Option 2: 転職. Includes a sub-form for the new employer (新しい勤務先) with fields for address, name, and contact info.

Option 3: 死亡. Option 4: その他 (a. 乙欄適用 b. 支払少額・不定期 c. 事業専従者のみ). Includes checkboxes for regular payment (普通徴収).

※a.「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b.「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。 ※c.「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出しているが、異動により新年度の徴収方法を普通徴収に変更する場合はチェックしてください。

Option for new year: 新年度分として提出した令和 年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。

現年度

新年度

# 《記入例》退職・休職等により普通徴収に切り替える場合

下記記入例は、10月に退職する給与取得者の未徴収税額を、11月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額 [6月～5月分] 120,000円 (イ) 徴収済額 [6月～10月分] 50,000円 (ウ) 未徴収税額 [11月分以降] 70,000円

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		※必要枚数に応じて「ユニ」又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。		個人番号(マイナンバー)又は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
(宛先) 伊勢市長 令和5年9月1日提出	所在地 〒516-0037 三重県伊勢市岩淵1丁目○番△号	特別徴収義務者 指定番号 0123456789		所属 人事課 給与係	
		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		氏名 二見 二郎	
氏名又は名称 株式会社 伊勢市		担連当絡者先 電話 0596-21-**** 内線( )		伊勢市様式	
給与所得者 フリガナ イセ イチロウ 氏名 伊勢 一郎 生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 50 年 5 月 5 日		1月1日現在の住所 伊勢市小俣町元町○○番地		現住所 津市広明町△△番地	
個人番号(マイナンバー) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		※市記入欄 宛名番号		伊勢市様式	
↓現在、行っている特別徴収の徴収方法を変更する場合はチェックしてください。 ↓現在、特別徴収を行っている年度を記入してください。					
<input checked="" type="checkbox"/> 現在、特別徴収を行っている令和 <input type="text" value="5"/> 年度分(6月～5月)の市県民税の徴収方法を下記のとおり変更します。					
(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円		(イ) 徴収済額(納付済額) 6月分から10月分まで 50,000円 ※納入書に記載の「月分」を記入		(ウ) 未徴収税額[(ア)-(イ)] 11月分から5月分まで 70,000円 ※納入書に記載の「月分」を記入	
異動年月日 令和5年10月31日					
1. <input checked="" type="checkbox"/> 退職・休職・長期欠勤 (↑いずれかに○) → 徴収方法を選択してください。 → <input type="checkbox"/> 一括徴収 → 一括徴収した税額(ウ)は、 <input type="text"/> 月分( <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 納入期限分) で納入します。 <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収(本人納付)					
2. <input type="checkbox"/> 転勤 → 特別徴収継続 ※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転勤は該当しません。 現年度の徴収区分(特別徴収義務者)を新しい勤務先(特別徴収義務者)に変更する場合は、 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転勤 として提出してください。					
(ア) 特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。円を (イ) (ア)のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。 (ウ) (ア)から(イ)を差し引いた金額を記入してください。					
3. <input type="checkbox"/> 死亡 → 普通徴収					
4. <input type="checkbox"/> その他 ( a. 乙欄適用 b. 支払少額・不定期 c. 事業専従者のみ ) → 普通徴収(本人納付) <small>※a.「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b.「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。 ※c.「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。</small>					
新年度 ↓ <input type="checkbox"/> 新年度分として提出した令和 <input type="text"/> 年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。					





# 《記入例》 転勤・転籍により別の事業所で特別徴収を継続する場合

下記記入例は、10月に転勤する給与取得者に対する徴収方法を、11月分から転勤先での特別徴収にする場合。

(ア) 年税額 [6月～5月分] 120,000円 (イ) 徴収済額 [6月～10月分] 50,000円 (ウ) 未徴収税額 [11月分以降] 70,000円

給与支払報告書 特別徴収 伊勢市長 令和5年9月1日提出		に係る給与所得者異動届出書 〒516-0037 三重県伊勢市岩淵1丁目〇番△号 カブシキガイシャ イセシ 株式会社 伊勢市		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号 9999999999999999		特別徴収義務者 指定番号 0123456789	所属 人事課 給与係	氏名 二見 二郎	電話 0596-21-**** 内線( )
給与所得者 フリガナ イセ イチロウ 氏名 伊勢 一郎 1月1日現在の住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地 個人番号(マイナンバー) 1111111111111111		現住所 津市広明町△△番地		※市記入欄 宛名番号					
現在、行っている特別徴収の徴収方法を変更する場合はチェックしてください。 現在、特別徴収を行っている年度を記入してください。									
現在、特別徴収を行っている令和 <b>5</b> 年度分(6月～5月)の市県民税の徴収方法を下記のとおり変更します。									
(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円			(イ) 徴収済額(納付済額) 6月分から10月分まで 50,000円			(ウ) 未徴収税額[(ア)-(イ)] 11月分から5月分まで 70,000円			異動年月日 令和5年10月31日
1. <input type="checkbox"/> 退職・休職・長期欠勤(↑いずれかあり) <input type="checkbox"/> 異動事由をチェックしてください。									
2. <input checked="" type="checkbox"/> 転勤 → 特別徴収継続 ※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で「 <b>新規</b> 」を指定してください。									
新しい勤務先(特別徴収義務者) 特別徴収義務者指定番号 <input checked="" type="checkbox"/> 新規 法人番号 8888888888888888 〒519-0503 伊勢市小俣町元町〇〇番地 カブシキガイシャ オバタチョウ 株式会社 小俣町 人事課 給与係 御菌 一郎 0596-21-**** 内線( ) 新しい勤務先へは、月割額 <u>10,000</u> 円を11月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否(新規の場合のみ記載) <input checked="" type="checkbox"/> 2 (5桁から番号を記入) 1. 必要 2. 不要									
現年度の徴収区分 → 普通徴収 伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所・不定期(「特別徴収税額の通知書」をもちに、徴収する月割額を転勤・転籍をする事業所へ必ず連絡していただき、その内容を記入してください。) 「特別徴収税額の通知書」をもちに、徴収する月割額を転勤・転籍をする事業所へ必ず連絡していただき、その内容を記入してください。									
新年度の給与支払報告書(「特別徴収」)を提出しているが、異動により新年度の徴収方法を普通徴収に変更する場合はチェックしてください。提出した新年度の給与支払報告書の年度を記入してください。 新年度分として提出した令和 <input type="text"/> 年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。									

※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転勤は該当しません。

# 《記入例》退職・休職等により新年度の徴収区分を普通徴収に変更する場合

下記記入例は、3月に退職する給与取得者の未徴収税額を、4月分一括して納入し、既に新年度分として提出した給与支払報告書の徴収区分を特別徴収から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額 [6月～3月分] 120,000円      (イ) 徴収済額 [6月～3月分] 100,000円      (ウ) 未徴収税額 [11月分以降] 20,000円

給与支払報告書 特別徴収 伊勢市長 令和6年2月1日提出		に係る給与所得者異動届出書 <small>※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。</small>		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号 9999999999999999		<b>異</b> 伊勢市様式
(宛先) 伊勢市長 令和6年2月1日提出		〒516-0037 三重県伊勢市岩淵1丁目〇番△号 カブシキガイシャ イセシ		特別徴収義務者 指定番号 0123456789 所属 人事課 給与係 氏名 二見 二郎 電話 0596-21-**** 内線 ( )		
給与所得者 フリガナ イセ イチロウ 氏名 伊勢 一郎 1月1日現在の住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地 現住所 津市広明町△△番地 生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 50年5月5日 個人番号(マイナンバー) 1111111111111111		給与所得者 フリガナ イセ イチロウ 氏名 伊勢 一郎 1月1日現在の住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地 現住所 津市広明町△△番地 生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 50年5月5日 個人番号(マイナンバー) 1111111111111111		現住所 津市広明町△△番地 ※市記入欄 宛名番号		

↓現在、行っている特別徴収の徴収方法を変更する場合はチェックしてください。 ↓現在、特別徴収を行っている年度を記入してください。

現在、特別徴収を行っている令和 **5** 年度分(6月～5月)の市県民税の徴収方法を下記のとおり変更します。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円	—	(イ) 徴収済額(納付済額) 6月分から3月分まで 100,000円 <small>※納入書に記載の「月分」を記入</small>	=	(ウ) 未徴収税額 [(ア) - (イ)] 4月分から5月分まで 20,000円 <small>※納入書に記載の「月分」を記入</small>	異動年月日 令和6年3月31日
-----------------------------	---	--	---	--	--------------------

1.  退職・休職・長期欠勤 (↑いずれかに○) →  一括徴収 → 一括徴収した税額(ウ)は、**4**月分( **5**月 **10**日 納入期限分)で納入します。

2.  転勤 →  特別徴収継続 ※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所とは、いつの納入期限分の何月分で納入するかを記入してください。

3.  死亡 →  普通徴収

4.  その他 (a.乙欄適用 b.支払少額・不定期 c.事業従者のみ) →  普通徴収(本人納付)

※「乙欄適用」とは、乙欄適用で給与所得者として特別徴収されている場合。 ※「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。

※「事業従者のみ」とは、同一企業に勤務するが給与が支給されない月がある場合。

↓新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で既に出している場合は、チェックしてください。

↓新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出しているが、異動により新年度の徴収方法を普通徴収に変更する場合はチェックしてください。

↓提出した新年度の給与支払報告書の年度を記入してください。

新年度分として提出した令和 **6** 年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。

# 特別徴収への切替依頼書

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

個人番号(マイナンバー) 又は法人番号																				
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

替

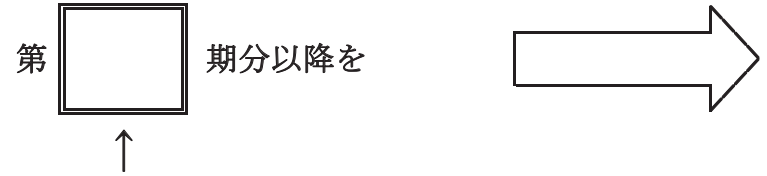
伊勢市様式

(宛先)  伊勢市長  令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収 義務者	所在地											特別徴収義務者 指定番号											<input type="checkbox"/> 新規 <small>新規はチェック！</small>											
		フリガナ											担連 当絡 者先	所属											氏名										
		氏名又は名称												電話											内線 (      )										

給与所得者	フリガナ											1月1日 現在の住所	現住所										
	氏名																						
	生年月日	元号	← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	年	月	日	※市記入欄 宛名番号										口座 有・無	非					

上記給与所得者について、下記のとおり特別徴収への切替を依頼します。

## 普通徴収(本人納付)



## 特別徴収(給与天引)



納入書の要否	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要	2. 不要
備考			

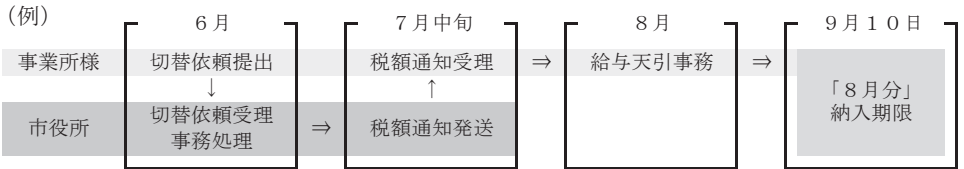
- ・二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、記入してください。
- ・この書類を提出し、**受理される以前**に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることは**できません**(下表参照)。

原則、提出する月+2カ月以上<sup>※</sup>を記入してください。 <sup>※2カ月を超えて記入する場合は、新年度(6月～)からの切替等であらかじめ予定が決まっている時等。</sup>  
 (例) 提出月が6月の場合、6+2=8となり、「8」と記入。  
 ※提出し、**受理された**月内に事務処理し、翌月中旬頃に税額を通知いたしますので、提出月+2カ月分からの切替となることにつきご了承ください(下図参照)。

## 【普通徴収の納期限】

※下記期日が土日祝日の場合はその翌日が納期限となります。

第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	1月31日



**※電話等により口頭で税額をお伝えすることはできませんので  
ご了承ください。**

# 《記入例》 新たに特別徴収を希望される場合

下記記入例は、1期まで普通徴収で納めた方が、就職等により2期以降の分を10月支給の給与からの特別徴収に切替する場合。

受付印

(宛先)

伊勢市長

令和 5 年 8 月 1 日提出

## 特別徴収への切替依頼書

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

個人番号(マイナンバー)又は法人番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

給与支払者 特別徴収者	所在地	〒 516 - 0037 三重県伊勢市岩淵1丁目〇番△号		特別徴収義務者 指定番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 <input type="checkbox"/> 新規 <small>新規はチェック</small>	
	フリガナ	カブシキガイシャ イセシ		所属	給与係	
	氏名又は名称	株式会社 伊勢市		氏名	二見 二郎	
				担連 当絡 者先	電話 0596 - 21 - **** 内線 ( )	

**替**

伊勢市様式

給与所得者	フリガナ	イセ イチロウ		1月1日 現在の住所	伊勢市小俣町元町〇〇番地	現住所	津市広明町△△番地
	氏名	伊勢 一郎					
	生年月日	元号 3	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成				

※市記入欄  
宛名番号

伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所  
は「新規」をチェックしてください

上記給与所得者について、下記のとおり特別徴収への切替を依頼します。

普通徴収 (本人納付)

第 2 期分以降を

→

特別徴収 (給与天引)

10 月分から切替

納入書の要否	1	<small>右から番号を記入</small> 1. 必要 2. 不要
備考		

・ 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、記入してください。

・ この書類を提出し、**受理される以前に納期限が到来**している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることは**できません**(下表参照)。

【普通徴収の納期限】  
※下記期日が土日祝日の場合はその翌日が納期限となります。

第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	1月31日

原則、提出する月+2カ月以上※を記入してください。 ※2カ月を超えて記入する場合は、新年度(6月～)からの切替等であらかじめ予定が決まっている時等。

(例) 提出月が6月の場合、6+2=8となり、「8」と記入。

※提出し、**受理された**月内に事務処理し、翌月中旬頃に税額を通知いたしますので、提出月+2カ月分からの切替となることにつきご了承ください(下図参照)。

(例)

	6月	7月中旬	8月	9月10日
事業所様	切替依頼提出	税額通知受理	給与天引事務	「8月分」 納入期限
市役所	切替依頼受理 事務処理	税額通知発送		

**※電話等により口頭で税額をお伝えすることはできませんので  
ご了承ください。**





### 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに市長に届け出なければなりません。

3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。

4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所にあつて、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先)  伊 勢 市 長	申 請 者	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名											特別徴収義務者指定番号	
		住所又は所在地	〒										電話番号	
		法人番号												

地方税法第321条の5の2及び市税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月 ( 月 日納期分) 以降の納入に係る市民税・県民税の特別徴収税額							
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)	年 月	人	円	年 月	人	円	外	外
		外	外		外	外		
	円	円	円	円	円	円	円	円
	年 月	人	円	年 月	人	円	外	外
		外	外		外	外		
	円	円	円	円	円	円	円	円
	年 月	人	円	年 月	人	円	外	外
		外	外		外	外		
	円	円	円	円	円	円	円	円

(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由  
 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

※市記入欄	処理区分	承認	処理	点検	承認通知	(備考)
		却下				
(却下の理由)						

訂正して、三重県内の他市町の提出する場合もご使用いただけます。宛先を記載してください。

## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日 (宛先) 伊勢市長	届 出 者	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		所在地 (住 所)	〒										電 話 番 号			
		法人番号														担 当 者 名
市税条例等の規定により届出をします。																
納期の特例の要件を欠いた理由		1. 給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなったため 2. 納期の特例の必要がなくなったため 3. その他 ( )														
摘 要 及 び 連 絡 事 項																
※ 市 記 入 欄	納期の特例の承認の 取消による納期の特例		納期の特例を認めた税額										※ 備 考 欄	処 理		
	月分から 月分までの 納期は 月 日となる。		月分から 月分まで 円											点 検		
														通 知		

公金に関するゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

**B** この用紙は控ですから貴社(所)で保存してください。

<div data-bbox="241 284 327 359" data-label="Text"> <p>控</p> </div>	<div data-bbox="450 280 752 322" data-label="Section-Header"> <p>指 定 通 知 書</p> </div>
	<div data-bbox="924 440 966 472" data-label="Text"> <p>様</p> </div>
	<div data-bbox="590 474 983 499" data-label="Text"> <p>(利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入)</p> </div>
<div data-bbox="209 588 952 724" data-label="Text"> <p>上記ゆうちょ銀行(郵便局)を伊勢市の市県民税特別徴収の納入取扱店(局)に指定しましたから、納入書により納入してください。</p> </div>	
<div data-bbox="348 790 555 823" data-label="Text"> <p>年 月 日</p> </div>	
<div data-bbox="671 989 876 1026" data-label="Text"> <p>伊 勢 市 長</p> </div>	

**※お願い**

納入について三重・愛知・岐阜・静岡以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び日付を記入(A・Bとも)のうえ、第1回分の払込時に指定通知書(A)をそのゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

**A**

<div data-bbox="1812 285 2014 320" data-label="Text"> <p>年 月 日</p> </div>									
<div data-bbox="1489 389 1543 422" data-label="Text"> <p>様</p> </div>									
<div data-bbox="1231 422 1633 448" data-label="Text"> <p>(利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入)</p> </div>									
<div data-bbox="1768 488 1987 571" data-label="Text"> <p>伊 勢 市 長 (公印省略)</p> </div>									
<div data-bbox="1519 632 1833 673" data-label="Section-Header"> <p>指 定 通 知 書</p> </div>									
<div data-bbox="1245 738 2024 874" data-label="Text"> <p>貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市県民税(特別徴収税額)の取扱店(局)に指定しました。</p> </div>									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 150px;">1. 認 可 番 号</td> <td>貯業1第3617号</td> </tr> <tr> <td>1. 口 座 番 号</td> <td>00810-6-960216</td> </tr> <tr> <td>1. 加 入 者 の 名 称</td> <td>伊勢市</td> </tr> <tr> <td>1. 取 り ま と め 店</td> <td>名古屋貯金事務センター</td> </tr> </table>		1. 認 可 番 号	貯業1第3617号	1. 口 座 番 号	00810-6-960216	1. 加 入 者 の 名 称	伊勢市	1. 取 り ま と め 店	名古屋貯金事務センター
1. 認 可 番 号	貯業1第3617号								
1. 口 座 番 号	00810-6-960216								
1. 加 入 者 の 名 称	伊勢市								
1. 取 り ま と め 店	名古屋貯金事務センター								

## 領収証書・納入書・納入済通知書の税額欄の記入について《お願い》

- 1 納入書等は別つづりになっています。自動読取装置により処理しますので、金額訂正の際は、下段の 記入上の留意点、次ページからの 記入例 を参考に記入のうえ納付してください。
- 2 納入書等は月別になっています。書き損じたり、汚損したときは、予備用紙に該当月・納入期限、金額等を記入のうえ使用してください。
- 3 税額の変更などにより、納入金額に変更があった場合でも、変更後の金額を記載した納入書は送付いたしません。 各月ごとに金額を確認し、必要に応じて金額を訂正してください。

### ※記入上の留意点

① ¥マークは記入しないでください。		1	2
② 文字は続けしないでください。		5	0
③ ゴム印は使わないでください。		2	1
④ 文字はカスレないように記入してください。		8	0
⑤ つなぐ線は必ずつないでください。		6	9
⑥ 余計なヒゲはつけないでください。		0	7
⑦ 枠からはみださないようにしてください。		3	5
⑧ 枠内に大きめに記入してください。		2	5
⑨ 線の間がつぶれないようにしてください。		8	9

### ※筆記用具

- ボテ・カスレの少ない黒ボールペンを使用してください。
- 訂正の際は、修正テープ・修正液等を使用しないでください。

### ※よい記入文字例





# 記入例

## (1) 納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書等）を使われる場合

記入誤りや延滞金のみ、又は退職所得に係る税額のみを納入する場合等に使用してください。

納入書等の「納入金額（2）」欄の「給与分」欄等に納入金額を記入し、「合計額」欄にそれらの合計額を記入してください。また所定箇所に年月及び納期限を記入してください。退職所得に係る税額のみの場合は、記入（3）も参照してください。

③ 記入箇所 (黒ボールペンで記入)

## (2) 納入金額（給与分）が変更になった場合

「納入金額（1）」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額（2）」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。

退職所得に係る税額がない場合は、「退職所得分」欄には、何も記入しないでください。

③ 2本線で抹消する。

③ 納入金額の記入箇所 (黒ボールペンで記入)

納入済通知書の金額欄に記号は記入しないでください。



(3) 納入金額（給与分）に退職所得に係る税額を併せて納入する場合

「納入金額（1）」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額（2）」欄の「給与分」欄に給与所得に係る納入金額を、「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を、また「合計額」欄にそれらの合計額を記入してください。

なお、退職所得に係る税額のみを納入する場合は、予備の納入書を使用してください。（記入例（1）を参照してください。）

◎ 2本線で抹消する。

三重県伊勢市 個人市民税 領収証書 市区町村コード 口座番号 加入者名 2 4 2 0 3 9 00810-6-960216 伊勢市 指定番号 納入金額(1) 円 ○○年 8月分 1 2 3 4 5 6 7 8 <del>1,234,000</del> 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納付期限 ○○年 9月 10日 領収日付印 (特別徴収義務者) 住所 〒516-0037 三重県伊勢市 岩洲1丁目○番△△号 氏名 株式会社 伊勢市 様	三重県伊勢市 個人市民税 納入書 市区町村コード 口座番号 加入者名 2 4 2 0 3 9 00810-6-960216 伊勢市 指定番号 納入金額(1) 円 ○○年 8月分 1 2 3 4 5 6 7 8 <del>1,234,000</del> 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納付期限 ○○年 9月 10日 領収日付印 (特別徴収義務者) 住所 〒516-0037 三重県伊勢市 岩洲1丁目○番△△号 氏名 株式会社 伊勢市 様	三重県伊勢市 個人市民税 納入済通知書 市区町村コード 口座番号 加入者名 2 4 2 0 3 9 00810-6-960216 伊勢市 指定番号 納入金額(1) 円 ○○年 8月分 1 2 3 4 5 6 7 8 <del>1,234,000</del> 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納付期限 ○○年 9月 10日 領収日付印 (特別徴収義務者) 住所 〒516-0037 三重県伊勢市 岩洲1丁目○番△△号 氏名 株式会社 伊勢市 様
給与分 1 2 3 4 0 0 0 退職所得分 1 3 6 0 0 0 (2)合計額 1 3 7 0 0 0 0	給与分 1 2 3 4 0 0 0 退職所得分 1 3 6 0 0 0 (2)合計額 1 3 7 0 0 0 0	給与分 1 2 3 4 0 0 0 退職所得分 1 3 6 0 0 0 (2)合計額 1 3 7 0 0 0 0

◎ 納入金額の記入箇所(黒ボールペンで記入)

☆ 退職所得に係る市県民税納入申告書の記入例（納入済通知書の裏面に印刷しています。）

市県民税 納入申告書	
(あて先) 伊勢市長	(受付印)
○○年 8月 26日提出	
○○年 8月分	人 員
退職手当等支払金額	1 4 2 2 3 6 3 2
特別徴収税額	市民税 8 1 6 0 0
	県民税 5 4 4 0 0
地方税法第50条の5及び第32条の5第2項の規定により上記のとおり分権課税に係る所得割の納入について申告します。	
住所(居所) 又は所在地	〒516-0037 三重県伊勢市岩洲1丁目○番△△号
氏名又は名称	株式会社 伊勢市
法人番号 又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3


(例) 勤続年数 25年 で 14,223,632 円の退職手当金を支給した場合

市民税+県民税……表面の「納入金額（2）」欄の「退職所得分」欄に記入し、「給与分」と併せて納入してください。

平成 28年 1月 1日 以後に提出される申告書から、法人番号・マイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。

また、個人事業主の方が退職所得に係る市県民税を納入される際は、法人の場合と手続きが異なりますので、納入申告書記入前に市役所 課税課 市民税係（0596-21-5534）へお問い合わせください。

# 市民税・県民税（特別徴収）の コンビニエンスストア及びスマートフォンでの納入について

領 収 済 通 知 書 (公)					納 付 書 (公)			領 収 証 書 (公)		
00810-6-960216		加入者 伊勢市			00810-6-960216		加入者 伊勢市	00810-6-960216		加入者 伊勢市
賦課年度	対象年度	税 目	期 別	納税通知書番号	賦課年度	対象年度	税 目	賦課年度	対象年度	
〇〇	〇〇	市県民税特別徴収	6月	0001234567	〇〇	〇〇	市県民税特別徴収	〇〇	〇〇	
50 00000000000000000000 00000000000000000000					納税通知書 0001234567			納税通知書 0001234567		
CVS収納用(ご注意)金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。					税 額 10,000 円			税 額 10,000 円		
 (91)929233-70108081000001011 999999-0-0200000-9					延滞金 円			延滞金 円		
株式会社 ○○○○様					合計額 円			合計額 円		
納期限: 〇〇年7月10日					納期限 〇〇年7月10日			納期限 〇〇年7月10日		
納入場所 伊勢市役所・伊勢市指定金融機関 伊勢市収納代理金融機関 三重・愛知・岐阜・静岡の各県内 ゆうちょ銀行及び郵便局					納期 株式会社 ○○○○様			納期 株式会社 ○○○○様		
上記のとおり領収しました。 領収証書は領収日付印によって効力が生じます。 伊勢市収納代理金融機関 伊勢市収納代理金融機関 三重・愛知・岐阜・静岡の各県内ゆうちょ銀行及び郵便局					上記のとおり納付します。			上記のとおり領収しました。		
1 0 0 0 0 税 額 円 延滞金 円 合計額					領 収 日 付 印			領 収 日 付 印		
伊勢市					伊勢市			伊勢市		
ゆうちょ銀行取りまとめ店 〒469-8794 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター 受付店一取りまとめ店/旧五銀行伊勢支店一伊勢市					取納代行(株)△△△△ 三重県伊勢市 24203			取納代行(株)△△△△ 三重県伊勢市 24203		

バーコード付きの納付書が必要です。

市民税・県民税（特別徴収）をコンビニエンスストア及びスマートフォンで納入するには、バーコード付きの納入書が必要です。希望する事業所は下記まで連絡してください。

- ※ 金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンでは納入できません。
- ※ 従来の納入書はコンビニエンスストア及びスマートフォンでは納入できませんので注意してください。（市役所の窓口や金融機関では今までどおり使用できます。）
- ※ コンビニエンスストア及びスマートフォンで納入していただいた場合、伊勢市で納付確認が完了するまで2週間ほどかかります。納付証明書の申請等をされる場合は領収証書を持参してください。なお、スマートフォンで納入していただいた場合、領収証書は発行されませんので、ご了承ください。

連絡先:伊勢市役所 収納推進課 管理係  
電話 : 0596-21-5537